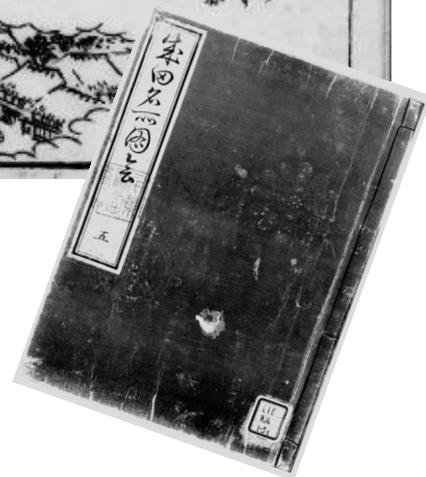


千葉文化

CHIBA PREFECTURAL CENTRAL LIBRARY

千葉県立中央図書館報



資料散策 64

『成田参詣記』全5巻 中路定俊〔著〕 1858(安政5) 26cm

千葉県立図書館ホームページの「菜の花ライブラリー」(千葉県デジタルアーカイブ)で御覧いただけます。

表紙の題名は、『成田名所図会』ですが、扉と柱には『成田参詣記』とあります。安政5年発行の全5巻で、小松川村(江戸川区東小松川)から成田山新勝寺に至るまでの道中における各地の名所・旧跡が絵図により説明されています。この図は巻5の成田山境内図で、右上に見える石鳥居から図の手前へと道中を行くと、中心部分下に薬師堂が見えます。図の手前左側へさらに進むと成田山新勝寺へと続きます。

子どもの読書活動推進センターが開設されました

県立図書館では、「第2期千葉県教育振興基本計画」並びに「千葉県子どもの読書活動推進計画(第3次)」に基づき、教育委員会など関係機関や団体と連携し、図書館、学校、ボランティア団体等の機能を強化するなど、子どもが読書に親しむ機会の提供や読書活動の充実を支援する子どもの読書活動推進センター機能の充実に取り組んでいます。

- ◇ 子どもの読書活動推進に関する施策、サービス等の調査研究、普及啓発
- ◇ 資料の収集と整備
- ◇ 担当者の研修及びネットワークの構築（連絡調整、情報の共有、人や組織の連携等）



たとえば…

毎年、主に図書館のない市町村で「読み聞かせボランティア入門講座」を開催しています。子どもたちへの絵本の読み聞かせの方法を学べる講座です。今年度第2回は、平成29年1月26日(木)に鋸南町立中央公民館で開催します。詳しくは県立図書館ホームページを御覧ください。



予告

千葉県立中央図書館・千葉県立中央博物館合同企画

「祝日本遺産 北総四都市江戸巡り」

今なお、豊かな自然と江戸の風情が残る北総四都市、その素顔を図書や浮世絵など貴重な資料で紹介します！

- 会 期：平成29年3月18日(土)～4月9日(日) 午前9時～午後4時30分(入館は4時まで)
 - 休館日：月曜日(祝日の場合は開館し、翌日休館)
 - 会 場：千葉県立中央博物館 第2企画展示室(千葉市中央区青葉町955-2)
(電話) 043-265-3111
 - 入場料：一般300円、高校・大学生150円、中学生以下・65歳以上無料(常設展示含む)
- ※会場は県立中央図書館ではありません。御注意ください。

障害者差別解消法が施行されました

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。これは、国や地方公共団体に合理的配慮の提供などを義務づけ（企業や中小店舗の事業者は努力義務）、障害者の権利の保障と平等を確保するとともに、障害者に対する差別や排除を禁止することを目的に、具体的な措置や義務を定めた法律です。

まず、この法律の対象となる「障害者」とはどのような人を指し示しているのでしょうか。この法律では、障害者手帳を所持している人だけでなく、心や体のはたらきに障害がある人で、自身の障害や社会にあるバリア（障壁）によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人と定義しています。これは従来よりも「障害」を広く捉えた画期的なものです。

次に、この法律では、差別の解消に向けて以下のような取組を積極的に行わなければなりません。

- (1) 「障害を理由とする差別」の禁止（義務）
- (2) 「合理的配慮」の提供（義務）
- (3) 「環境の整備」（努力義務）



具体的に図書館で行う事例に当てはめてみましょう。

- (1) 「障害を理由とする差別」とは、障害があるというだけでサービスの提供を拒否したり制限したりすることです。例えば、障害のある人に対して介助者なしでは図書館の利用を認めなかったり、本人を無視して介助者に話しかけたりするような対応は、差別に該当すると想定されます。
- (2) 「合理的配慮」とは、国・都道府県・市町村等に対して障害のある人からバリアを取り除くための対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。図書館では、耳の不自由な人に筆談で応じたり、目の不自由な人のために職員が代筆したり、車椅子で来館した人に対して、高い棚にある本を下ろして差し上げるなどの対応が考えられます。人それぞれ不自由な場面が異なるため、その人に寄り添った対応が求められます。
- (3) 「環境の整備」とは、従来は障害者や高齢者等の社会的弱者が社会生活に参加するための物理的な障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方が広く知られていました。今後は建築物のバリアフリーにとどまらず、すべての人に使いやすい施設・設備・資料・サービス等を整えることが求められます。また、障害を持つ利用者に対して十分な支援ができるように、職員の研修も重要です。

公共図書館の障害者サービスは、図書館利用に障害があるすべての人にすべての資料とサービスを提供するという使命の下に、40年以上にわたってサービスを続けてきました。千葉県立図書館は、障害の有無、国籍、年齢を問わず、すべての人が集える場所として図書館を利用していただけるよう、今後も社会的バリアを取り除くための取り組みを進めていきます。

参考



- ・「障害を理由とする差別の解消の推進」／内閣府
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- ・「マンガでわかる障害者差別解消法」／千葉県
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/kenriyogo/kaishouhou/manga/>
- ・「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」／日本図書館協会
http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html

多古町立図書館／千葉大学附属図書館本館

～ルポルタージュ千葉64～

千葉県内の 図書館を紹介

平成28年4月15日、多古町コミュニティプラザ図書室が旧多古町立多古幼稚園をリニューアルして多古町立図書館として新たに開館しました。

元幼稚園という施設の特徴を生かし、大きな壁面を利用した新刊紹介や幼稚園の頃からあった黒板をそのまま使って来館した方同士おすすめの本を紹介し合う交流の場とするなど様々な工夫をしています。また広い廊下にも閲覧用の椅子を置くなどしてスペースの有効活用を図っています。

館内には「あじさい」「コスモス」「なのはな」と多古町にゆかりの深い花の名前をつけた3つの閲覧室がありますが、中でも幼児閲覧室の「なのはな」はあたたかな色合いのカーペットが全面に敷かれ、広々とした空間となっています。ここでは、週1回『図書館ボランティア「ぐるんぱ」』によるおはなし会も開かれており、大きな窓から差しこむやわらかな光の中で、親子がよりそっておはなしを聞いたり読書を楽しんだりすることができます。

新たな一歩を踏み出した多古町立図書館は「出会いとやすらぎのある図書館」をテーマに本との出会い・人との出会いを大切にしたい地域に密着したサービスを目指しています。



JR 西千葉駅近く、千葉大学西千葉キャンパス内にある千葉大学附属図書館本館は、耐震改修工事と増築工事を経た平成24年3月16日に、『考える学生』を創造する「アカデミック・リンク」のコンセプトのもと、リニューアルオープンしました。



今回は、増築されたN棟(Networking棟～対話する図書館～)について御紹介します。N棟の特徴は静寂であることを求めない、複数人で学習するシーンを中心に考えられた空間、アクティブ・ラーニング・スペースが展開されていることです。キャスター付きの机や椅子、ホワイトボードを自由に動かして自分たちで必要に応じた学習スペースを作ることが可能なこの場所では、学生が仲間と集まって能動的に学習活動を行うことができます。

また、N棟1階のプレゼンテーション・スペースは外との仕切りが開放される構造になっており、ここで授業期間の火・金曜日12時10分から催される1210(いちにいちまる)あかりんアワーでは、学内外を問わず誰でも気軽に教職員等の話を聞くことができます。

千葉大学附属図書館本館では、学外の方への図書の閲覧・貸出サービスもしています。ウェブサイトが充実していますので、詳しくお知りになりたい方は御覧ください。

多古町立図書館 利用案内

◆開館時間

火～土 午前9時～午後7時
日 午前9時～午後5時

◆休館日

月曜日・祝日・年末年始等

◆図書館利用カード交付の手続き

はじめての御利用の際は図書カードを作りますので身分証明書(免許証・保険証・学生証など)をお持ちください。

◆貸出冊数・期間

冊数 10冊まで

※絵本は何冊でも借りられます。

期間 2週間まで

※予約がない場合は1回に限りさらに2週間の期間の延長ができます。

〒289-2241 香取郡多古町多古 2540-1

TEL0479-79-3406

千葉大学附属図書館本館 利用案内

◆開館時間・休館日

授業期間

平日 午前8時30分～午後10時30分

土・日・祝 午前10時30分～午後6時

大学の長期休業期間

平日 午前9時～午後4時45分

土・日・祝 休館

その他休館日

年末年始・図書館が定める日

◆図書館利用カード交付の手続き

本館の館外貸出用「図書館利用証」発行を希望される方は平日午前9時～午後4時30分に本館1階総合カウンターで御相談ください。※「図書館利用証」の発行には、カード代の実費(350円)がかかります。

※「図書館利用証」発行対象は20歳以上の方です。

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33

(千葉大学西千葉キャンパス内) TEL043-290-2258

(平日午前9時～午後5時)

千葉大学附属図書館ウェブサイト: <http://www.ll.chiba-u.jp/>

千葉県立中央図書館 〒260-8660 千葉市中央区市場町11-1 TEL043-222-0116

<http://www.library.pref.chiba.lg.jp/>